

令和8年度富士町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域の水田面積は約 730ha であり、主食用米の作付面積が約 58% を占めており、気象・圃場条件から大豆、麦の作付けが難しい中で、依然として農家の主食用米に対する作付意欲が高い状況にある。一方、主食用米の需要が減少する中で、ホウレンソウ、パセリ、レタスなどの野菜やトルコギキョウなどの花卉類を中心に転換作物を推進しており、近年は飼料用米についても多収品種の取組を進めている。

地域が抱える課題としては、当地域は中山間地にあつて農業後継者の減少や農家の高齢化が進んでいることから、担い手不足や荒廃農地の増加が懸念されている。そのため、担い手の確保、荒廃農地の発生防止策について、令和7年3月に策定した地域計画や県事業である「みんなの中山間チャレンジ応援事業」等を基に集落での話し合いや検討を重ねていく。

さらに、トレーニングファーム制度により新規就農者及び担い手農家の確保に努めていく。あわせて飼料用米の作付推進及び野菜・花卉類の生産振興を図ることで、農地の保全と地域農業の維持・発展に取り組んでいく。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

当地域において、主食用米からの転換作物の主である野菜・花卉類は6品目を地域重点振興作物に、更に7品目を地域振興作物として位置づけて、産地交付金を活用しながら作付拡大を図っている。

今後、水田を活用しながら、多様なニーズに対応した競争力のある農産物の計画的かつ安定的な生産・供給が可能な産地づくりを一層進め、収益性の高い水田農業経営への転換を図るため、関係部局が連携して基盤整備を進めつつ、高収益作物の導入などを推進する。

高収益作物の導入にあたっては、消費者のニーズに対応した品目で高品質で安定した生産による産地ブランド力の向上、地域に適応した品種を選定し、収益力の向上による経営の安定化を進める。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

水田の作付状況を点検し、畑地化した圃場や今後も水田に活用される見込みがない圃場を把握する。点検結果を踏まえて、当該地域の実情に応じた作物や計画的な農地の集積・集約化を図ろうとする場合に、広く地域関係者とも調整しながら、各産地が必要な畑地化の取組を進めることができるよう、関係機関・団体が連携して、畑地化の先進的事例など情報を把握し、支援内容の情報提供や、地域の対応方針について助言を行う。

中山間地域内で水田をいくつかのブロックに区分し、転換作物が固定化している農地は畑地化を促し、水稻と転換作物とのブロックローテーションが可能な農地は計画的な転換作物の作付けを行うよう推進する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

当地域においては、「生産のめやす」に即した作付けの推進を図っていく。令和7年産の作付実績については主なものから「コシヒカリ」が約188ha、「夢しずく」が約157ha、「ヒノヒカリ」が約18ha、「さがびより」が約18haとなっている。

今後も引き続き「コシヒカリ」、「夢しずく」を中心に、朝晩の寒暖差や豊富な水資源を有効に活用しながら、良食味な富士町産米の生産振興を図るとともに、全量種子更新による高品質、良食味米を生産することで、「高くても売れる米づくり」を推進する。

また、需要に応じた生産を基本としながら、今後とも一定の主食用水稻の作付けを維持するために、「生産のめやす」の地域農業再生協議会間調整を積極的に活用することにより、地域の農業者のニーズに応えながら、農業所得の向上、農地の保全につなげていく。

(2) 非主食用米

飼料用米については、目標作付面積16.5haに対し、令和7年産においては13.2haと毎年生産振興に取り組んでいる成果が出ている。また、地域の有害鳥獣対策活動を支援しながら、専用品種の現地適応性等の確認・検討を進め、産地交付金による作付拡大を今後も積極的に推進する。需要に応じた生産拡大を支援するために、現在契約を結んでいる実需者との契約数量の増加を図るとともに、新たな実需者との契約も併せて推進する。

(3) 飼料作物

作付面積は少ないものの、牧草のみが当地域において唯一二毛作が可能な作物である。現在のところ、畜産農家において自家利用主体となっているが、今後も荒廃農地に繋がらないよう支援を行っていく。

(4) そば

そばについては、産地交付金を活用しながら推進を図るとともに、地域の需要者と結びついた取組を支援していく。

(5) 高収益作物

主食用米からの転換作物の主である野菜・花卉類について、アイスプラント、ナス、パセリ、ハウレンソウ（ベビーリーフ含む）、レタス、トルコギキョウの6品目を地域重点振興作物に位置づけ、令和7年産作付面積4.7haの実績であったが、引き続き産地交付金を活用し、作付けに対する支援を行う。

また、アスパラガス、サトイモ、トマト、ねぎ類、ピーマン、秋取り玉ねぎ、花卉（トルコギキョウ除く。花木苗含む。）を地域振興作物として位置づけ、産地交付金を活用しながら推進を図る。

それ以外の出荷販売を行っている野菜・花卉類、工芸作物、豆類についても、直売所等からの多様な出荷要望に応えるため、産地交付金を活用し、作付けに対する支援を行う。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	446.9	0.0	459.9	0.0	446.9	0.0
飼料用米	13.2	0.0	13.2	0.0	16.5	0.0
飼料作物	0.3	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0
・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	4.5	0.0	4.3	0.0	4.5	0.0
高収益作物	12.1	0.0	13.1	0.0	12.1	0.0
・野菜	9.5	0.0	10.5	0.0	9.5	0.0
・花き・花木	2.6	0.0	2.6	0.0	2.6	0.0
畑地化	23.8	0.0	23.8	0.0	23.8	0.0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	アイスパラント、ナス、パセリ、 ホウレンソウ（ペピーリーフ含む）、 レタス、トルコキョウ	地域重点振興作物助成 （基幹）	組織を構成した品目の 作付面積	4.7ha	23.0ha
2	飼料用作物	飼料作物二毛作助成 （二毛作）	二毛作による飼料作物 の作付面積	0ha	2.0ha
3	アスパラガス、サトイモ、トマト、ねぎ類、 ピーマン、秋取り玉ねぎ、 花卉（トルコキョウ除く、花木苗含む）	地域振興作物助成 （基幹）	地域振興作物の 作付面積	2.9ha	9.5ha
4	野菜、花き（花木苗含む。）、 豆類（重点作物、地域振興の対象作物を 除く。）	園芸作物等助成 （基幹）	園芸作物（重点作物、 地域振興作物以外）の 作付面積	2.6ha	5.0ha
5	新規需要米	新規需要米安定生産助 成 （基幹）	新規需要米の 作付面積	13.2ha	16.5ha
6	そば（は種前契約等を締結したもの）	そば助成 （基幹）	そばの作付面積	4.3ha	4.5ha
7	野菜、花卉（花木苗含む。）、 工芸作物、豆類（但しアイスパラント、 ナス、パセリ、ホウレンソウ、（ペピーリーフ含む）、 レタス、トルコキョウを除く）	一般作物担い手助成 （基幹）	担い手等の作付面積	2.6ha	4.8ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名： 佐賀県

協議会名： 富士町農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域重点振興作物助成(基幹)	1	50,000	アスパラント、ナス、パセリ、ホウレンソウ(ヘビリーフ含む)、レタス、トルコギキョウ	部会等を組織して出荷・販売を目的とすること。 水稻及び戦略作物の裏作として作付けされた場合は対象としない。
2	飼料用作物二毛作助成(二毛作)	2	15,000	飼料用作物	自家利用計画が策定されていること。 適切な栽培管理がなされていること。
3	地域振興作物助成(基幹)	1	33,000	アスパラガス、サトイモ、トマト、ねぎ類、ピーマン、秋取り玉ねぎ、花卉(トルコギキョウ除く。花木苗含む。)	出荷・販売を目的とすること。 水稻及び戦略作物の裏作として作付けされた場合は対象としない。
4	園芸作物等助成(基幹)	1	22,000	野菜、花き(花木苗含む。)、豆類(重点作物、地域振興作物の対象作物を除く。)	出荷・販売を行うこと。 水稻及び戦略作物の裏作として作付けされた場合は対象としない。 同一圃場において年度内に複数回作付けされる場合は、1回の作付に限り助成する。
5	新規需要米安定生産助成(基幹)	1	32,000	新規需要米	適切な生産の徹底等において、8月から収穫時期までに少なくとも週1～2回程度のほ場の巡回点検を行うとともに野生鳥獣がほ場周辺へ接近させないような環境整備(えさ場・隠れ場の解消等)を行い、巡回点検結果は作業日誌に記録する。 特に鳥獣被害が明らかになった場合は証拠書類として現場の写真を取り協議会担当者へ連絡するとともに、追加の防止対策を検討する。 また地域で開催される研修会への参加を通じ情報共有、栽培管理の徹底を図り、鳥獣被害防止対策や生産性向上がより効果的になるよう取り組むことを条件とする。
6	そば助成(基幹)	1	20,000	そば (は種前契約等を締結したもの)	そばのは種前契約等を締結して、生産したほ場を助成の対象とする。
7	一般作物担い手助成(基幹)	1	11,000	野菜、花き(花木苗含む。)、工芸作物、豆類(但し、アスパラント、ナス、パセリ、ホウレンソウ<<ヘビリーフ含む>>、レタス、トルコギキョウを除く)	転換作物として対象作物を作付け、出荷、販売等を行った認定農業者及び集落営農組合に対して支援する。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。